

令和 8 年・第 5 回淡路市教育委員会	
日 時	令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 1 5 分
場 所	淡路市役所本庁舎 2 号館大会議室 4， 5
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：田中道代(職務代理)、岸本伸明、丹野典子、久保雅一 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（公民館、図書館担当）：奥田拓也 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：中村貴志 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部次長兼津名図書館長：鳶巣仁美 教育部社会教育課特命参事（文化財担当）：稲家秀美 教育部スポーツ推進課長：伊郷勇一郎 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：藤永泰生 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和、田村真央
1. 開 会 岡山次長 ただ今から、令和 8 年第 5 回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。 2. 挨拶 角村教育長 （教育長挨拶） 3. 前回会議録の承認について 岡山次長 ありがとうございました。次に、令和 8 年第 4 回定例会の会議録につきましては、5 月 2 2 日に送付しております。前もって御確認いただいていると	

と思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第4回定例会会議録の署名については、田中委員、丹野委員にお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、岸本委員、久保委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、ないようでございますので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

会議規則第7条第1項で、会議は原則公開となっていますが、同条ただし書及び地教行法第14条第7項ただし書の規定により、出席者の3分の2以上の特別多数決で議決した場合は、非公開とすることができます。

【非公開とする議案及び協議報告事項の決定】

本日の会議では、「6 議事」中、議案第20号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他身分取扱いに関する事件」に当たります。これは、職員の任免を適切に取り扱うための準備段階の情報であり、正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適当と考えます。

また、「7 協議・報告事項」中、報告第11号「教育に関する議会の議決を経るべき議案に係る意見聴取」につきましては、会議規則第7条第1項第4号に規定する「教育予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に当たります。これは、6月に招集予定の、第121回市議会定例会において、審議に付される議決事件に関するものであり、市議会での円滑な審議に資する観点から、先ほど説明した会議規則の関係規定に基づき、非公開の取扱いが適当と考えます。

については、議案第20号及び報告第11号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、非公開と決定します。

なお、配布資料は、会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧していただくものとします。

本日の会議は、公開議事がありませんので、公開の協議・報告事項を先に審議を行い、全て終了後に、非公開の案件及び報告を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

それでは、公開の案件から始めます。

最初に、報告第10号「教育委員会の所属職員の任免」について、事務局から説明をしてください。

岡山次長

それでは、報告第10号「教育委員会の所属職員の任免」について、御説明させていただきます。

淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号において、「委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。」は、委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項とされています。

しかし、緊急に処理する必要があるため、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任免の内容については、別紙のとおりとなっています。以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

（特になし）

角村教育長

ないようですので、報告第10号「教育委員会の所属職員の任免」について、報告を終わります。

続いて、資料No.11「淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱を廃止する要綱の制定」及び資料No.12「淡路市立図書館基本計画策定検討会設置要綱の制定について」について、一括で事務局から説明をしてください。

鳶巣次長

それでは、資料No.11「淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱を廃止する要綱の制定」及び資料No.12「淡路市立図書館基本計画策定検討会設置要綱の制定」について、一括で御説明させていただきます。

まず、「淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱を廃止する要綱」の制定についてです。この、「子ども読書活動推進計画」につきましては、令和3年度から7年度までの5年間を実施期間としており、令和8年3月末をもって終了しています。その後、子ども読書活動推進計画については、「淡路市立図書館基本計画」に含めることとし、策定に当たっては、「淡路市立図書館基本計画策定検討会」を設置することから、「淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム」については、所期の目的を果たしたため、これを廃止します。

次に、「淡路市立図書館基本計画策定検討会設置要綱」の制定についてです。現行の第2次図書館基本計画が、令和9年3月末をもって終了することとなるため、今年度策定する予定としております。その後、第3次計画を策定する必要があることから、淡路市立図書館基本計画策定検討会を立ち上げ、委員を委嘱します。また、本計画に、子ども読書活動推進計画の内容を含めることとします。そのため、本検討会について必要な事項を定めるものです。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

岸本委員

これまでに、「子ども読書活動推進計画」について、具体的にどれだけ進んでいますか。また、これからどのような予定で、この計画を進める予定でしょうか。

鳶巣次長

私は、当初の子ども読書活動推進計画を策定する際に携わっていましたが、人事異動によりしばらく図書館職場から離れており、現在の進捗状況等については、詳しく御説明できる情報がありません。申し訳ありません。

今後の予定ですが、6月1日月曜日に、令和8年度第1回図書館協議会の開催を予定しており、協議会に諮って、この計画の策定にも携わっていただけたらと考えています。これらを経て、第3次図書館基本計画を今年度中に策定し、令和9年4月から、第3次計画を実行していきたいと考えております。

角村教育長

「子ども読書活動推進計画」と「図書館基本計画」を、一つに統合する理

由について、説明してください。

鳶巣次長

どちらも、計画の実施期間が5年間となっており、「子ども読書活動推進計画」と「図書館基本計画」の実施期間は、1年ずれております。今回、「図書館基本計画」の中に、「子ども読書活動推進計画」を含めることにより、合理的かつ効果的な計画を策定することができると考えました。

角村教育長

「図書館基本計画」と「子ども読書活動推進計画」における、「子ども」の部分は、基本計画に基づく計画の実行計画となり、少し意味合いが異なるので、基本計画の中で、子ども読書活動計画が生きて入るように、図書館協議会で議論を交わしてもらえたらと思います。

岸本委員

現在、子どもたちの活字離れが進んでいると考えています。特に、紙に書いてある活字離れ、要するに、普通の本の活字離れが進んでいるので、この計画は、非常に期待できる計画なのかなと思い、質問させていただきました。また、何か進捗等御報告があれば、是非お願いします。

角村教育長

ほかにはないので、資料No.1 1「淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱を廃止する要綱の制定」及び資料No.1 2「淡路市立図書館基本計画策定検討会設置要綱の制定」について、報告を終わります。

続いて、資料No.1 3「淡路市学校部活動の地域展開へのガイドライン」について、事務局から説明してください。

橋ヶ迫課長

それでは、資料No.1 3「淡路市学校部活動の地域展開へのガイドライン」について、御説明させていただきます。

本ガイドラインは、国のガイドラインを参酌し、作成しました。学校部活動を地域展開していく上での、大きな方向性や枠組みを示すものです。内容を抜粋し、御説明させていただきます。

ガイドラインの1から2ページの内容についてです。大項目2の「地域クラブ活動への展開に向けた環境整備」のうち、2ページの「(2) 適切な運営や活動の推進」のうち、「② 運営団体・実施主体」についてです。資料に記

載のとおり、教育委員会の役割は、支援の実施や、認定地域クラブの体制整備を行うこととしています。「③ 指導者」の項目では、適切な指導が行われるよう、指導者の研修や教員等の兼職兼業について、示しています。

次に、4ページの「⑤ 適切な休養日等の設定」については、生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるように、これまでも学校部活動ではルールを定め取り組んできたところではありますが、地域認定クラブにおいても同様に、ルールの遵守を求めます。また、今年度においては、学校部活動と地域認定クラブが併存することから、認定地域クラブと学校が、それぞれ連携を図ることが求められます。

続いて、5ページです。「⑥ 活動場所」については、現在は、中学校を拠点として進めているところですが、状況を見ながら柔軟に対応していくことを示しています。

さらに、8ページには、大項目4「大会等の在り方の見直し」についてです。「(1) 生徒の大会等の参加機会の確保」については、地域クラブの大会参加について示していますが、各協会や中体連の大会規約等について、地域クラブへの情報提供等を行っているところです。「(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備」についてですが、今後は、これまで教員が担ってきた大会運営の形は変わってくるものと思われますが、まだ移行期ということもあり、教員が携わる必要が出てくることも想定されます。そのため、その際には、支援する方針としています。

最後に、大項目5の「安全・安心な地域クラブ活動」についてです。ここでは、事故防止や健康管理について、それから不祥事防止等についての留意点等を示しています。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

丹野委員

4ページの「⑤ 適切な休養日等の設定」の部分で、長期休業期間中の休養日の設定は、現在の中学校の部活動として実施している時間を目安にするという話かと思います。地域クラブに移行した際に、その休養の話は中学生だけなのか、一般の方々も地域クラブに参加しているのであれば、その方々も含めるのでしょうか。中学生だけということであれば、中学生の中でも一般の方の練習に参加したいという希望がある子もいると思います。現在、中学校の部活動をしていても、夜間の地域のクラブ活動に、自主的に参加をしている子どもたちもいる状況なので、希望のある子たちへの対応という点も教

えてください。

山本部長

まず、休養を設けることの趣旨ですが、これは、子どもたちの視点が重要になります。子どもたちが、本来ある学業や体力面の安全等の確保を、しっかり行うための休養となりますので、そういった観点から注意する必要があります。例えば、本人が、AWA★CLUB以外の活動で、ある程度の設定時間を超えても、さらに練習したいという希望がある場合は、やはり、見守っている大人が、しっかりと子どもの体力や学業といった点を確認する必要があります。しかし、AWA★CLUBの認定団体として、当然そういった趣旨を踏まえて活動していただくものと考えておりますので、このガイドラインにあることを基本としてもらう必要があります。

それ以外との連動については、各家庭や本人の状況を、周りの指導者が総合的に見て、本来の趣旨である学業である部分、体力的な部分、生活を総合的に鑑みて判断してもらうことが必要であると思います。

岸本委員

指導者のことについてですが、「指導者自ら公認スポーツ指導者資格取得をめざせるよう支援する。」と記載がありますが、この公認スポーツ指導者資格というのは、どのようなものでしょうか。

橋ヶ迫課長

各種目の協会等が、公認のライセンスを発行している場合があります。AWA★CLUBの指導者は、そういったライセンス取得のための研修や、それ以外の研修を受けておられるという認識をしています。そういった方がいらっしゃるので、教育委員会として、認定団体の方に対しては、そういった研修を受けていただくということは基本にしているのですが、そういった公認ライセンスを所持している方々が増えていけば、一定以上の知識をお持ちであるということも分かりますし、現に、そのような方もおられると思います。

田中委員

指導者の話題が出たので、先ほどの話と同じですが、「公認スポーツ指導者資格取得をめざせるよう支援する。」と書かれていますが、その支援は、どの程度まで行うことを考えていますか。例えば、研修費や交通費を負担するといったことでしょうか。

橋ヶ迫課長

現時点では、情報提供の実施というところにとどまっております。予算措置は行っておりません。今後、状況を見ながら、検討する必要があるのではないかと考えています。

角村教育長

資格を取得していたら、ガイドラインに示す研修のその部分については、軽減されるということですか。

橋ヶ迫課長

はい。

岸本委員

8 ページの「(2) 休日の学校部活動の地域連携や認定地域クラブ活動へ展開の段階的推進」についてです。文化的なクラブ活動、例えば、吹奏楽部であったり、ブラスバンドであったり、文化的なクラブを、休日に学校を使って練習したいという希望が出てくることが考えられます。そのときに、学校施設をどのように貸し出すようになりますか。学校の教員が、休日に学校にいるという状況は、余り良くないと思います。しかし、「学校開放」という位置づけで実施する場合は、予算が必要となるのではと思いますが、その点をどのように考えておられますか。

橋ヶ迫課長

現在は、認定クラブに入っている吹奏楽部の活動場所としては学校の音楽室を想定しています。そのため、音楽室については、学校の職員がいなくても出入りできるようにするという体制を整えています。専用のキーを持って、職員が学校にいなくても出入りできます設備を整え、また、その目的以外の部屋に立ち入らないようにするため、防犯カメラ等の設置をして、意図しない部屋へ入ることを予防する方向で進めています。

岸本委員

他の部屋に入らないといったことを書いた誓約書のような書類は、書いてもらっていますか。

山本部長

誓約書等は、現在のところは考えておりません。基本的に、学校部活動の

マインドや、そういった施設の使い方も含めてのマナーについて、指導者もそういう研修を当然受けてもらいますので、そういったところを認識してもらい、意識付けしてもらっていますので、その点は、把握していただいているものと考えています。

田中委員

5 ページの「⑦ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減」についてですが、やはり、地元の企業の方々の協力や支援というのが大きな後押しになったりするのではないかと思いますのですが、企業への説明は、どこまで進んでいるのでしょうか。

橋ヶ迫課長

現状として、まだそこまで至っておりません。今後、そういったことができればという方向を示しているものと、お考えいただければと思います。

丹野委員

4 ページの「④活動内容」についてですが、体験教室のような活動や、レクリエーション的な活動というのは、とても良いと思います。これをする場合には、誰が中心となるか、管理するのかというのは、そういったことを引き受けてくださる方がおられるのでしょうか。

橋ヶ迫課長

この部活動地域展開というのは、スポーツに限らず幅広く様々な活動に、子どもたちが参加できるようにするというのが目的です。実際に募集を行ったところ、今まで中学校で行われていなかったもの、例えば、演劇といったようなものも、手を挙げていただいて入ってきております。一旦、全体の状況が把握できた段階で、再度募集を行うことになるのではないかと考えています。指導する方については、やはり、手を挙げてくださった団体の中で指導できる方になると思います。

田村特命参事

まだ相談している段階ですが、少し前に、「こういう活動をしてみたい。」といったことや、すぐに立ち上げるわけではないけれども、「今後、どうやったらできますか。」といった内容の御相談を受けたことがあります。実際に、その方が実施されるかは分かりませんが、ある程度興味関心がある人がいらっしゃる状況であり、相談があれば、その都度対応をさせていただいており

ます。

橋ヶ迫課長

補足しますと、そういった方を、いわゆる「認定団体」という形にできるのか。それとも、「こういった活動をされている方もおられる。」という紹介にとどまるのかという点は、まだ議論の余地があるところです。

丹野委員

8 ページの大項目 4 「大会等の在り方の見直し」についてなんですけど、今の部活動での成果成績等は、学校の顧問の先生を通じて把握し、通知表等に記録されていた経緯があると思うのですが、その辺りがどうなっていくのでしょうか。また、地域クラブのことは、通知表にはもう反映されないのであれば、スポーツや文化芸術活動に強みを持って、高校等の進学を考えている子たちもいると思うので、その辺りが不利になったりはしないのでしょうか。

山本部長

基本的に、通知表の趣旨としましては、学校教育活動の状況をお伝えするというのが前提にありますので、基本的には入らなくなるのでは思っています。しかし、そのような進路に向けて、有利な点、不利な点があるかですが、基本的に、様々な入試制度がある中で、特に私立学校に多いのですが、スポーツを優先する入学ということも、実際にはあります。しかし、公立学校においては、そういった入試制度は極めて少ないので、基本的には学業面を基礎にするので、その辺りは影響がないのではないかと思います。ですので、特にスポーツで進学をしたいというお子さんについては、自身の活動実績をPRすることは、学校と連携して指導することもできます。例えば、面接があれば、面接でそういったことを伝えてもらうとか、面接カードに記入したりすることを指導することは可能です。その辺りは、状況に応じて学校と連携してもらえばと思います。

久保委員

私が、現在一番心配しているのは、中学校における部活動というのは、問題行動等の生徒指導的な面、心の教育の側面が大きかったと思うのですが、そういったことが、地域クラブでもできるのかということを心配しています。このガイドラインの中には、6 ページの「(3) 学校との連携等」として、うたわれています。7 ページでも、「学校は団体と協力や協働すること」が記

載されていますが、実際に、協力は非常に難しいところがあると思います。あと、生徒間トラブル、しかも、学校間を越えた生徒間トラブル、あるいは、保護者間トラブルや、保護者と指導者とのトラブルみたいなものもあり得ると思います。ガイドラインに書いてあることは、まさに正しくて良いことが書いてあると思うのですが、それを具体的に展開していくのが、非常に難しそうだなという感想を持ちました。

山本部長

当初、導入に向けて、学校現場からそういった意見は数多くありました。部活動は、学校が培ってきた、学習だけではなく、子どもたちの縦のつながりの活動ですので、そういったところが失われるのは、非常に危惧するということはありません。

しかし、学校としても、当然そういう縦割りの行事の工夫であるとか、部活動がなければ生徒の交流若しくは生徒指導的な活動ができないのかというと、必ずしもそうではないと思います。むしろ、教員も、マインドを変えていく必要があるのではとも考えます。授業の中でも、子どもの見取りや心の成長など、生活指導の部分で全てがそこに凝縮するものでありますので、今後はしっかりと教員のマインドを変えていくことにより対応することは十分可能ではないかと思っています。

ただ、地域団体の方にも同様に、そういったマインドを必ず持ってもらおうという指導研修は、これからも継続的に行っていく必要があります。単に、スポーツだけ教えて勝利をめざすのみ。選手を選別する。やりたい子が入れない。こういった状況が起こらないような、誰もが受け入れられる、そういう人格形成の上で役に立つような地域部活動であるということを、しっかりと理解してもらって進めていくということは、学校も地域部活動にも両輪で求めていく必要があると考えています。

田中委員

先ほどの質問と多少重なる部分もあると思いますが、成果をめざす生徒さんがおられたり、逆に、楽しさを重きに置く生徒さんもおられたりすると思います。地域部活動の参加理由は非常に多様なので、生徒間のトラブルに加えて、保護者トラブルの件数も、学校部活動のときよりも非常に増えるのではないかと心配しています。15ページには、「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」として、いろいろ書かれていますが、子どもたちが年齢を重ねるほど見えないトラブルが多くなってくると思うので、入部する際に指導者の方から説明を受けたり、保護者の方にも説明を受けたりするような

時間を設けてもらえたら良いのではないかと思います。

山本部長

委員御指摘のとおり、お子さんを預ける保護者の立場からすれば、当然そういったところは危惧されるであろうし、それは、受け入れる団体の方にも認識しておいてもらう必要があると考えています。しっかりと、周知をしていきたいと考えています。

丹野委員

そのトラブルに関してなんですけど、生徒間や保護者間に関しては、指導者に相談することが可能かと思うのですが、指導者・生徒間や、指導者・保護者間でトラブルが起こった際に、その保護者や生徒が、どこに相談を持ちかけたらいいいのか、明確に分かるようにしていただく方が安心できるのではと感じました。

山本部長

その点は、まだ^あWA^わ★CL^くUB^ら全体を支える体制作りを行っているところです。ですので、その点は、今後検討していかないといけないかなと考えています。ただし、第一義的には、まずは団体、そして指導者も一人でやるということを認めておりませんので、必ず複数いるということが条件としており、複数体制で当たるようお願いしております。そういったところで、基本的には、まずしっかりと、団体内で処理ができる体制は作った上で、それを支える側は、今後検討していきたいと思っています。

田中委員

年間活動計画や毎月の活動計画を策定して公表するという事になっていますが、学校が関わっている間は、保護者連絡アプリを活用できるかもしれませんが、部活動が平日も地域展開した場合は、地域の方にも見ていただけるような形で、アプリをうまく利用することが可能なのでしょうか。どの点を地域の方に理解していただいけるのか分からないのですが、地域に支えてもらったり、一緒に活動したりすることを考えると、最初から地域の方に発信していくことは必要なのかなと思いました。そういったときに、そのようなアプリは、活用できるのでしょうか。

山本部長

現在の保護者連絡アプリについては、基本的には保護者と学校の間で使う

ことを想定しているため、現在のところは考えておりません。しかし、有効な使い方ができるのであれば、検討したいと思います。

学校とAWA★CLUBとの連携についてですが、教員が指導を続けることは考えておりません。人的な連携をするということは、ほとんど想定しておりません。あくまでも、教員は、教員としてではなく、地域の一指導者として指導するという立場になります。

学校と地域、AWA★CLUBと連携するというのは何を指しているのかというと、一番は施設の利用です。拠点とする活動場所が、学校であることを基本に設定していますので、学校行事や施設管理の連携がなされていないと、施設の利用が難しくなります。あとは、例を挙げれば、備品使用の開放など、そのような連携として御認識いただければと思います。

久保委員

6 ページの（３）ウに、「教育委員会は、認定地域クラブ活動が適正に行えるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。」と、かなり具体的に書かれているのですが、実際にそのような手立ては準備されていますか。

山本部長

こちらについても、現時点では、まず時間的、日数的な管理が主になるかと考えています。ですので、こちらで巡回をして指導状況を確認するであるとか、そういったものを想定しているわけではなく、日程的、時間的なところを把握していくことになるかと考えています。今後は、課題が出てくれば、当然それに向けて、より良い形に修正していきたいと考えています。

角村教育長

地域展開が始まると、課題が出てくると思うので、少しずつ丁寧に対応をみんなで考えて、教育委員会も一緒になって考えクリアしていく必要があります。めざすところは、子どもたちの健全な放課後育成なので、適切に実施し、対応していきたいと思います。

ほかにはないので、資料№.1 3「淡路市学校部活動の地域展開へのガイドライン」について、報告を終わります。

公開案件の、協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

丹野委員

5月31日に行われる予定の「AWA★CLUB体験会」とは、どのようなイベントですか。

田村特命参事

一宮中学校のグラウンドとテニスコートを使って、AWA★CLUBに登録している20団体が参加し、市内の中学校1年生及び2年生を対象にして、いろいろな団体の体験活動ができるイベントです。また、当日参加されない団体でも、チラシを配布して紹介する機会もあります。

あくまでも、入部のきっかけになるための体験イベントなので、激しい接触プレーのあるようなものではなく、知っていただくような体験活動を行う予定のイベントです。

角村教育長

ほかにはないようですので、続いて、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

山本部長

それでは、私から、2点、御報告させていただきます。最初に、教育委員会に関係する訴訟について、御報告をいたします。

3月定例教育委員会において御報告させていただいた訴訟について、その後の経過となります。3月19日に、当方の主張を全面的に認める判決の言渡しがありましたが、原告が、4月2日付けで、これを不服として控訴しました。

訴訟の方針については、令和7年10月に方針を決定し、同月の定例会で報告したとおりとしております。つきましては、控訴があったことについて、応訴することとします。

続いて、本年度の小学校及び中学校の卒業式日程について、御報告させていただきます。中学校の日程が3月12日金曜日、小学校は3月23日火曜日となっております。島内3市とも同一日程となっております

角村教育長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

角村教育長

この訴訟は、情報公開請求に係るものですか。

山本部長

情報公開請求に係る手数料の取消訴訟です。

藤永施設長

続いて、5月15日に実施した、淡路市内産100%給食について、御報告させていただきます。地産地消の推進や学校での食育を目的とし、令和7年度より各学期に1回、年に3回実施しております。

令和8年度の第1回目は、5月15日に実施しました。当日の献立は、淡路育ちの親子丼、あわサラダ、飲むゼリーで、全て淡路市内で生産あるいは採れた食材を使用しており、市内の全小中学校に給食として提供いたしました。第1回目の今回につきましては、石屋小学校の方に出向き、新聞社並びにテレビ局の方の取材を受け、テレビや新聞報道頂いたところです。今回は、小中学生、教職員を含んで、3,081人に対して給食を提供いたしました。

今後は、2学期と3学期に、また、100%給食を提供していく計画です。

角村教育長

ただ今の報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

丹野委員

この100%給食のチラシですが、とっても愛があって好きです。自分の子が、もう高校生になってしまったので、給食を食べてその感想を聞くという機会がなくなってしまったんですけども、このチラシを見ると心が温まる気持ちになりますし、子どもたちも、ふるさとの良さを感じられるんだなと思うので、今後とも、この取組を続けていってほしいと思います。

角村教育長

ないようですので、以上で、公開の報告事項を終了します。それでは、傍聴者の皆様には、退室をお願いします。

ここからは、非公開案件となります。事務局で、対応をお願いします。

角村教育長

それでは、議案第20号「教育委員会の所属職員の任免の件」について、事務局から説明をしてください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第20号「教育委員会職員
の任免の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

議事が終了しましたので、協議・報告事項に移ります。

それでは、報告第11号「教育に関する議案に係る意見聴取の件」について、報告を行います。今回は、案件ごとに分離して御報告を行いますが、「(1) 淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件」と「(2) 淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」については、関連がございますので、一括して事務局から説明し、質疑についても一括でお受けしたいと思います。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにはないようですので、報告第11号「教育に関する議案に係る意見聴取について」のうち、「(1) 淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件」と「(2) 淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、報告を終わります。

続いて、報告第11号のうち、「(3) 淡路市立サンシャインホール舞台照明設備改修工事請負契約締結の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにはないようですので、報告第11号のうち、「(3) 淡路市立サンシャインホール舞台照明設備改修工事請負契約締結の件」について、報告を終わります。

続いて、報告第11号のうち、「(4) 財産の取得の件（教育用タブレット端末等）」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにないようですので、報告第11号のうち、「(4) 財産の取得の件 (教育用タブレット端末等)」について、報告を終わります。

続いて、報告第11号のうち、「(5) 財産の取得の件 (給食用食器及びトレイ)」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ほかにないようですので、報告第11号のうち、「(5) 財産の取得の件 (給食用食器及びトレイ)」について、報告を終わります。

続いて、報告第11号のうち、「(6) 令和8年度一般会計補正予算 (第1号)」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問)

事務局

(回答)

角村教育長

ないようですので、「(6) 令和8年度淡路市一般会計補正予算(第1号)」について、報告を終わります。

予定していた報告案件は、終了いたしました。

ほかに何か、報告等がありますでしょうか。

教育委員

(意見)

事務局

(回答)

角村教育長

非公開の審議が終わりましたので、これより公開いたします。事務局で対応をお願いします。

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、6月18日(木)午後2時から淡路市役所本庁舎2号館3階大会議室4, 5を考えていますので、よろしくお願いします。それでは、閉会のことばを、田中教育長職務代理者をお願いいたします。

7. 閉 会

田中教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。